

公文書部分開示決定及び公文書不存在決定に対する審査請求にかかる意見書

第1 公文書の部分開示について

1 本件部分開示にかかる公文書

- (1) 警察庁への修正報告データ
- (2) 不適切な交通事故統計の統計外事故態様変更事案「注意・指導」文書

2 部分開示にかかる意見

(1) 警察庁への修正報告データ

佐賀県警察本部長は、「人身事故発生件数の訂正の経緯、内容については、交通企画課から、警察庁に対し電話(口頭)で報告を行っており、報告文書等は作成されていない。」と報告文書部分開示の理由を述べている。佐賀県警察交通部長らが組織的に、平成21年1月から平成22年6月までの18ヶ月間に亘って、故意に人身事故件数改ざんを行っていたデータを、警察庁へ修正報告をする場合に電話(口頭)による説明のみで電磁的修正データを送信して済ませていたというものである。「電話(口頭)による説明」だったという理由によって、佐賀県警察と警察庁とのデータ修正に関する応答部分が非開示とされたのでは、請求者が請求した情報の核心部分を欠き不当というほかない。

佐賀県警察本部長は、「故意の事故件数改ざん」を修正するに当たって、警察庁へ、改ざんを行っていた経緯などの報告文書を添付せず、通常の交通事故統計の報告と同様の電磁的送信による措置を行っていたことについて何ら問題視していない。上級庁に対して修正報告の文書作成が行われていなかったことを当然のように説明している。この件は、偶発的ミスなどではなく、警察組織自らが意図的に改ざんを行っていたものであり、データを修正するに際して、このように佐賀県警察と警察庁が通常通りの対応をとったことが事実であれば、私たち県民には実に信じがたい驚くべき警察行政の実態といわざるを得ない。

佐賀県警本部が、平成21年1月から平成22年6月までの18ヶ月の間、交通事故件数を意図して改ざんを行い、統計上において人身事故の減少を装い警察庁へ報告していた。警察幹部の指示による「交通事故件数改ざん事件」は、県内だけに取

まらず、全国ニュースでも取り上げられた。近年続いている佐賀県警察の更なる不祥事事件として、県民に与えた衝撃は計り知れない。また、改ざんによる人身事故過小計上を行った結果として、交通事故防止を目的とした国から自治体に対する交通安全対策特別交付金の佐賀県への配分が、平成22年度は数百万円減額される事態を招いた。このように佐賀県警察が行った交通事故改ざん事件の影響は決して小さいものではない。ところが、佐賀県警察本部長は、警察庁への修正報告は、通常と変わらない電磁的データ送信の範囲であるように、本件を矮小化して捉えた理由の説明に終始している。佐賀県警察本部長は、改ざん事件がもたらした影響の重大性を顧みず、報告文書の作成を指示しなかった。それゆえに「警察庁への修正報告データ」が部分開示とされたのは甚だ不当である。

(2) 不適切な交通事故統計の統計外事故態様変更事案「注意・指導」文書
佐賀県警察幹部らの交通事故件数改ざん行為について、佐賀警察本部長は、「当該職員規律違反は軽微」と述べている。佐賀県警察交通部長らが、平成21年度及び平成22年度上半期までの間、交通事故抑止策等が効果を挙げたかのように装うため、交通事故件数を過少に見せかけた行為が「軽微な規律違反」であるとした佐賀県警察本部長の主張は、県民の理解も納得も得られない。佐賀県警察交通部長らの改ざん行為は、佐賀県及び県民の公益を考慮して行ったものではない。18ヶ月もの間継続して、交通部長らが自分たちの成績向上を見せかけ、自分たちの立場を優位に保持しようとした個人的利益のためである。佐賀県警察が、「軽微な規律違反」として収束させるのは全く妥当ではない。今回の部分開示や非開示はその主張が元となって決定されており、著しく不当である。

「不適切な交通事故統計の統計外事故態様変更事案「注意・指導」文書中の氏名、所属を開示していない理由が、ア「佐賀県警察職員の懲戒の取扱に関する規定に定められたもので、当該職員の規律違反が軽微であり、」「当該職員の軽微な規律違反について業務の改善向上を図るため」、イ「氏名等当該不適正行為をした特定個人が明らかになる情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、個人の資質、名誉にかかる当該職員固有の情報そのものであって、一般にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものである。」、ウ「警察職員の不適正行為が背景にあるものの、当該被措置者等の職務遂行にかかる情報ではなく、身

分取扱いに係る被措置者等固有の情報であることから、被措置者等の氏名は、階級の如何に関わらず、条例第6条第2号二の規定には該当しない。」、エ「警察庁が定めた懲戒処分の発表の指針に基づき、(中略)監督上の措置については、事案の概要、措置の年月日、措置内容等を公表する場合でも、個人の氏名等個人を識別できる情報は一切公表していない。」は、軽微な規律違反であるとの主張を基に判断しており、重大な社会的影響が全く考慮されていないのは著しく不当である。またその一方で、オ「本件行政文書に係る被措置者等の所属、氏名を明らかにすれば、将来予定される監督上の措置等において、関係者自身や被措置者等の不利益等を懸念して、事案の申し出を躊躇したり、真実を供述しなくなるなど、正確かつ詳細な事実の把握が著しく困難となり、監察の審議・調査等の公正かつ円滑な実施が損なわれることから、条例第6条第5号の規定にも該当し、非開示とした」としているが、今回の交通事故件数改ざん事件により佐賀県及び県民がこうむった不利益、不名誉に対して、警察行政を円滑に進めるためとした条例第6条第5号の措置は濫用である。県民の知る権利とそれによる公益を優先すべきであり、全く不当である。

第2 公文書の不存在決定について

1 本件不存在決定に係る公文書

- (1) 「1. 交通事故件数改ざんのための、日時・参加者・協議内容がわかる検討会議のメモ、記録 *指示が3回」
- (2) 「3. 指示に対応する文書」
- (3) 「6. 事故件数改ざんを元に戻すための、日時・参加者・協議内容がわかる検討会議のメモ、記録」
- (4) 「7. 県警本部長へ件数改ざんを行っていた報告の文書」
- (5) 「8. 正しい運用に戻すための伝達文書」

2 文書不存在に対する意見

- (1)、(2)、(3)、(5) について、文書が作成されていないために不存在であるとしている。佐賀県警察は、交通事故件数改ざんを公表するに当たって、佐賀県警察の

監察の調査結果を踏まえたと考えられる。しかし、調査の際、監察官が交通部長らに対して、改ざんに至る経緯、経過を聞き取ると同時に、報告として文書に作成したものを求め管理していないのは疑問である。監察部署が文書を取得せず、どこにも存在していなければ開示はできないわけだが、今回の交通事故件数を過少に改ざんするために話し合われた重要な部分である。繰り返し行われた協議の中で「改ざん」の発案がどのように出されて決定したのかが確実に判明しないでは、今後の対策が的確かどうか県民は信頼できず、文書不存在決定は不当である。

(4) 「7. 県警本部長へ件数改ざんを行っていた報告の文書」について

佐賀県警察本部長は、文書不存在とした理由を「交通部長から指示を受けた交通企画課の担当者が警察本部長に口頭で報告を行ったところ、同本部長から早急に従前の運用に戻すよう指示を受けたことから、(中略)早急な対応を必要とし、かつ旧の運用に復す旨の指示であったため、文書は作成されていない。」と述べている。佐賀県警察本部長が、口頭の報告を受けた時点で早急な対応が必要であるとの判断をし、早急に従前の運用に戻すよう指示したことは理解できる。佐賀県警察本部が、「交通事故件数改ざん」を公表したのは、改ざん行為を中止し、従前の措置に戻して7ヶ月も経過した2011年1月であった。この7ヶ月の期間に佐賀県警察本部長は、改ざんを指示した佐賀県警察交通部長らに対して、意図的改ざんに至る詳細な報告と徹底した調査を実施してきたものと県民は考えている。ところが、佐賀県警察本部長が、早急に対応した後に改めて交通事故件数改ざん問題に係る報告書も求めず「軽微な規律違反」とて、「口頭の報告」だけで本件が処理されている説明に、県民として心底憤りを覚え、納得できない。「県警本部長へ件数改ざんを行っていた報告の文書」の不存在決定による非開示は不当である。

第3 何らの決定通知もなく非開示とされた公文書

「5. 「09年度、10年度交通事故改ざん件数」警察庁への報告」

この文書について審査請求で述べた「何らの決定通知もなく非開示とされた」の「何らの決定通知もなく」の部分は取り消し、改めて、部分開示に対する意見を述べる。

「5. 「09年度、10年度交通事故改ざん件数」警察庁への報告」文書は、「平成

21年人身事故発生件数」「平成22年人身事故発生件数」の文書名で、開示決定通知により開示された。しかし、平成21年1月から12月までの1枚、平成22年1月から12月までの1枚の月表2枚のみの文書である。これが、開示請求書に記載した「5.「09年度、10年度交通事故改ざん件数」警察庁への報告」文書であるなら、数字のみ表示しただけの情報を警察庁へ報告したということになる。報告するとき、通常では少なくともその趣旨について一言でも説明があると考えられるが、この請求文書には月表以外の開示文書はない。「警察庁への修正報告データ」の部分開示に関する佐賀県警察本部長の理由説明では、電話(口頭)による説明をし、電磁的データの送信を行ったと述べているが、この場合、そういった理由説明もない。「5.「09年度、10年度交通事故改ざん件数」警察庁への報告」文書は部分開示とみなされるゆえに、部分開示は不当であるとする。

以上。